

改正少年法に関する会長声明

- 1 平成29年3月以降、法制審議会少年法・刑事法部会（少年年齢・犯罪者処遇関係）では、少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げることの是非について議論がなされてきた。

この議論を受け、当会では、平成27年、29年、令和元年の3度にわたり適用対象年齢の引き下げに反対する会長声明を発出してきたところであり、全国に目を向けても、法曹関係者をはじめとして、多くの団体が引き下げに反対する声を上げ続けてきた。

- 2 少年法における目的は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」にある（第1条）。

これは、少年が典型的に未成熟であり、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることを前提としている。

また、犯罪統計上、少年の刑法犯の検挙人員は昭和57年をピークに減少し続けており、殺人、強盗等の重大犯罪だけみても、少なくとも直近15年は減少を続けている。このことは、従来の少年法が有効に機能していたことの証左であつて、そもそも従来の少年法改正を必要とする社会的事情はまったくないはずであつた。

- 3 ところが、令和3年2月19日、政府により「少年法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）案が国会に提出され、同年5月21日に改正法が参議院で可決、成立することとなつた。上記のとおり、少年法改正を推し進めるべき立法事実も無く、反対の声に対する説得的な説明もなされない中で成立に至つたことは誠に遺憾である。

しかしながら、成立した改正法は、少年法の適用対象年齢を現行少年法と同じく18歳及び19歳の者にも適用されることを前提としており、適用対象年齢の形式的な引き下げを行わないこととされたことについては、これまでの当会の意見と同様、少年法1条に定める健全育成の理念が18歳及び19歳の者にも及ぶことが改めて確認されたものとして積極的に評価したい。

- 4 他方、改正法では、上記健全育成の理念が18歳及び19歳の者にも及ぶとされたにもかかわらず、以下のようにこれと矛盾する点を複数孕んでいることから、改正法の今後の運用に関して憂慮に堪えない。

改正法は、18歳・19歳の者の「特定少年」につき、①原則逆送の対象事件を死刑または無期もしくは短期1年以上の懲役もしくは禁錮にあたる罪の事件に範囲を拡大し、②ぐ犯を適用対象から外した。また、③公判請求された場合に推知報道の禁止を解除し、④不定期刑や資格制限排除の特例が適用され

ないとしている。

これらの点に対し、少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「とりわけ強盗罪については、様々な犯情のものがあることを踏まえ……犯情の軽重を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること」、「十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み…適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること」、「若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について……法改正を含め必要な措置を講ずること」、「事件広報に当たっては、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること」などが示されている。

しかし、上記附帯決議は、本改正によって特定少年に生じる影響に配慮し、上述してきた健全育成の理念と矛盾する運用がされることなきよう、早急に法整備を行う等の必要があることを述べているに等しく、改正法の施行が時期尚早であることを自認していることにほかならない。

- 5 実際には、改正法成立後、誤った認識のもと、週刊誌に被疑者少年の実名や顔写真が掲載される事態が生じており、少年の名誉、プライバシー権の保障が揺らぎ、改正法にも掲げる健全育成・発達成長が阻害される危険に直面していることが明らかとなっている。
- 6 したがって、当会は、改正法の施行によって少年の健全育成の理念が損なわれることのないよう、今後の実務の運用を注視するとともに、改正法の問題点を解消し同理念を実現するため、会員への支援や研修の実施を行い弁護士・付添人活動の充実を図るとともに、県民への啓発活動など不断の努力をすることを表明する。

2021年10月21日

佐賀県弁護士会

会長 安永恵子